

○国土交通省告示第二百四十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第一項及び第二項第一号、第八十条の二第一号並びに第八十一条第二項第一号イ及び第二号イ並びに第三項の規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件及びＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件及びＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示

（枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第一条 枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のように改正する。

第五第四号イ中「における場合」及び「に○・三五を乗じて得た数値」を削り、第五第七号の表

中「第五号の表一のイ又はロに定める」を「令第八十六条第四項に規定する屋根形状係数を垂直積雪量に乗じて得た数値（屋根の勾配が六十度を超える場合は、零）又は同条第六項の規定により積雪荷重の計算に用いられる垂直積雪量の」に改める。

第十一第二号ハ中「定めるところにより各階の剛性率を計算し、それぞれ十分の六以上である」を「適合する」に改める。

（C L T パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第二条 C L T パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成二十八年国土交通省告示第六百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象

規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	第一 適用の範囲 構造耐力上主要な部分にＣＬＴパネル工法（直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章第三節に定めるもののほか、令第八十条の二の安全上必要な技術的基準として、第二から第八までに定めるところによらなければならない。
改 正 前	第一 適用の範囲 ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。 一 高さが六十メートルを超える建築物 第十一に指定する耐久性等関係規定（以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合し、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十條第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。 二 高さが三十一メートルを超え、又は地階を除く階数が七以上（耐力壁の構造が第五第三号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、四以上）の建築物（前号に掲げるものを除く。） 次のいずれかに適合するものであること。 イ 第二から第七までに規定する技術的基準（第十二に指定するものを除く。）に適合し、かつ、第八に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。 ロ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条第二項第一号ロに規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。 ハ 前号に定める基準に適合するものであること。 三 高さが三十一メートル以下及び地階を除く階数が六以下（耐力壁の構造が第五第三号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、三以下）の建築物（次号に掲げる建築物を除く。） 次のいずれかに適合するものであること。 イ 第二から第七までに規定する技術的基準に適合し、かつ、第九に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

第二 材料

一 構造耐力上主要な部分（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する直交集成板は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第 三千七十九号。第八第一項第二号イ(3)及びロ(4)において「直交集成板規格」という。）に適合すること。

(2) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第十九号ニ及び第二第十八号ニの規定により国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものであること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) ラミナの厚さが二十四ミリメートル以上三十六ミリメートル以下であること。

(2) (1)に掲げるもののほか、特別な調査又は研究の結果に基づき、直交集成板の材料特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられたものであること。

二 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、

第二 材料

ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合するものであること。
四 高さが十三メートル以下、軒の高さが九メートル以下及び地階を除く階数が三以下の建築物 次のいずれかに適合するものであること。

イ 第二から第七までに規定する技術的基準に適合し、かつ、第十に規定する構造計算によって安全性が確かめられたものであること。

ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

一 構造耐力上主要な部分（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する直交集成板は、直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第 三千七十九号。以下「直交集成板規格」という。）に規定する直交集成板又は法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第十九号ニ及び第二第十八号ニの規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した直交集成板（これらの直交集成板の各ラミナの厚さが二十四ミリメートル以上三十六ミリメートル以下である場合に限る。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、直交集成板の材料特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。）とすること。

二 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

三 接合部に使用する材料は、当該材料の種類に応じて構造耐力上必要な品質を有するものとしなければならない。

第五 壁等

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように鈎合しよく配置するとともに、最下階の耐力壁を除き、耐力壁の存する階の床版（二以上の階に連続して一の耐力壁を設ける場合であつて、当該耐力壁の構造が第三号イ又はロに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該耐力壁の脚部の存する階の床版）の上部に配置しなければならない。この場合において、耐力壁を設けた場合に当該耐力壁が負担することとなる鉛直力を負担できる柱又は耐力壁以外の壁を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

（削る）

（削る）

二 壁パネル（次に掲げるものをいう。以下同じ。）として使用する直集成板の外層ラミナの方向は、当該壁パネルの長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。

イ 無開口壁パネル（一の直集成板で第四第二号イからハまでのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から第六号までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

三 接合部に使用する材料は、その種類に応じて構造耐力上必要な品質を有するものとする。

第五 壁等

一 耐力壁は、壁パネル（次に掲げるものをいう。以下同じ。）を使用したものとし、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように鈎合しよく配置するとともに、CLTパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルを除き、床版（二以上の階に連続して一の耐力壁を設ける場合であつて、当該耐力壁の構造が第三号イ又はロに掲げる基準に適合するときは、当該耐力壁の脚部にある階の床版）の上部に配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

イ 無開口壁パネル（一の直集成板で第四第二号イからハまでのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）

ロ 有開口壁パネル（開口部等を有する一の直集成板でイに規定する無開口壁パネルに該当しないものをいう。以下同じ。）であつて、垂れ壁部分（当該開口部等の直上の部分をいう。以下同じ。）、腰壁部分（当該開口部等の直下の部分をいう。以下同じ。）、及び袖壁部分（腰壁部分及び垂れ壁部分以外の部分をいう。以下同じ。）がそれぞれ第四第二号イからハまでのいずれかに該当するもの

二 壁パネルとして使用する直集成板の外層ラミナの方向は、当該壁パネルの長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。

（新設）

ロ 有開口壁パネル（開口部等を有する一の直交集成板であつて、無開口壁パネルに該当しないものをいう。以下同じ。）であつて、垂れ壁部分（当該開口部等の直上の部分をいう。以下同じ。）

、腰壁部分（当該開口部等の直下の部分をいう。以下同じ。）及び袖壁部分（腰壁部分及び垂れ壁部分以外の部分をいう。以下同じ。）がそれぞれ第四第二号イからハまでのいずれかに該当するもの

三 耐力壁の構造は、次のイからハまでのいずれかに掲げる基準に適合しなければならない。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 垂れ壁パネル（無開口壁パネルを垂れ壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。）及び腰壁パネル（無開口壁パネルを腰壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。）は、その両端の端部に当該垂れ壁パネル及び腰壁パネルと同一方向（当該垂れ壁パネル及び腰壁パネルが張り間方向に設けられている場合にあっては張り間方向をいい、桁行方向に設けられている場合にあっては桁行方向をいう。）の袖壁パネル（無開口壁パネルを袖壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。）又はロに掲げる基準に適合する構造の耐力壁のうち有開口壁パネルの袖壁部分を設け、構造耐力上有効に緊結しなければならない。

(3) 無開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、無開口壁パネル（垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。以下この(3)において同じ。）の上下四隅（第十に規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合であつて、無開口壁パネルを当該無開口壁パネルの存する階の同一方向（当該無開口壁パネルが張り間方向に設けられてい

（新設）

三 耐力壁の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合しなければならない。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 垂れ壁パネル（無開口壁パネルを垂れ壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。）を設ける場合にあっては当該垂れ壁パネルの両側、腰壁パネル（無開口壁パネルを腰壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。）を設ける場合にあっては当該腰壁パネルの両側に、袖壁パネル（無開口壁パネルを袖壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。）（ロに適合する耐力壁の構造と同一の方向（張り間方向及び桁行方向をいう。以下同じ。）で併用する場合にあっては、袖壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分）を設け、構造耐力上有効に緊結しなければならない。

(3) 無開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、無開口壁パネル（垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。）の上下四隅は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

る場合にあつては張り間方向をいい、桁行方向に設けられている場合にあつては桁行方向をいう。)の他の無開口壁パネル又はロ(3)後段を除く。)に掲げる基準に適合する構造の耐力壁のうち有開口壁パネルの袖壁部分と構造耐力上有効に緊結した場合にあつては、当該緊結された二以上の無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分を一の無開口壁パネルとみなした場合における当該みなされた一の無開口壁パネルの上下四隅)は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(i) 次に掲げる部分を緊結すること。

(イ) 最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分

(ロ) (略)

(ii) (略)

ロ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。

(2) (1) (略)

端部に袖壁部分を有しない有開口壁パネルは、当該有開口壁パネルの垂れ壁部分又は腰壁部分の端部(当該有開口壁パネルの袖壁部分が設けられていないものに限る。)に当該有開口壁パネルと同一方向(当該有開口壁パネルが張り間方向に設けられている場合にあつては張り間方向をいい、桁行方向に設けられている場合にあつては桁行方向をいう。)の独立無開口壁パネル、他の有開口壁パネルの袖壁部分又はイに掲げる基準に適合する構造の耐力壁のうち袖壁パネルを設け、構造耐力上有効に緊結しなければならない。

(3) 独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分(以下この(3)において「独立無開口壁パネル等」という。)の上下四隅(第十に規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合であつて

(i) 次に掲げる部分を緊結すること。

(イ) CLTパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分

(ロ) (略)

(ii) (略)

ロ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。

(2) (1) (略)

有開口壁パネルの端に袖壁部分を設けない場合にあつては、当該有開口壁パネルの垂れ壁部分又は腰壁部分(袖壁を設けていない部分に限る。)は、当該有開口壁パネルと同一方向に設けた独立無開口壁パネル(イに適合する耐力壁の構造と同一の方向で併用する場合にあつては、無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。))又は他の有開口壁パネルの袖壁部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。

(3) 独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分の上下四隅は、イ(3)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合しなければならない。

、独立無開口壁パネル等を当該独立無開口壁パネル等の存する階の同一方向（当該独立無開口壁パネルが張り間方向に設けられている場合にあつては張り間方向をいい、桁行方向に設けられている場合にあつては桁行方向をいう。）の他の独立無開口壁パネル等又はイ（3）後段を除く。）に掲げる基準に適合する構造の耐力壁のうち袖壁パネルと構造耐力上有効に緊結した場合にあつては、当該緊結された二以上の独立無開口壁パネル等又は袖壁パネルを一の独立無開口壁パネル等とみなした場合における当該みなされた一の独立無開口壁パネル等の上下四隅）は、イ（3）（i）及び（ii）に掲げる基準に適合しなければならない。

ハ 次の（1）及び（2）に掲げる基準に適合すること。

（1）（略）

（2） 独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの上下四隅（端部に袖壁部分を有しない有開口壁パネルにあつては、当該有開口壁パネルの垂れ壁部分又は腰壁部分の隅部を除く。）は、イ（3）（i）及び（ii）に掲げる基準に適合しなければならない。

四 （略）

第六 小屋組等

一 小屋組又は屋根版は、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁に伝えることができる剛性及び耐力を有する構造としなければならない。ただし、建築物に作用する水平力を負担しない部分については、この限りでない。

二 小屋組又は屋根版に一の直交集成板で第四第二号イからハまでのいずれかに該当するものを使用する場合にあつては、当該直交集成板の外層ラミナの方向は、当該直交集成板の長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。

ハ 次の（1）及び（2）に掲げる基準に適合すること

（1）（略）

（2） 独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの上下四隅（有開口壁パネルの端に袖壁部分を設けない場合にあつては、当該有開口壁パネルの垂れ壁部分又は腰壁部分（袖壁を設けていない部分に限る。）の隅部を除く。）は、イ（3）（i）及び（ii）に掲げる基準に適合しなければならない。

四 （略）

第六 小屋組等

第四第一号から第五号までに掲げる基準に適合する構造としなければならない。この場合において、これらの規定（第四第一号を除く。）中「床版」とあるのは「小屋組又は屋根版」と、「床パネル」とあるのは「屋根パネル」と、同号中「床版は」とあるのは「小屋組又は屋根版は」と、「耐力壁（最下階に床版を設ける場合にあつては、土台又は基礎）」とあるのは「耐力壁」と読み替えるものとする。

三 小屋組又は屋根版に屋根パネル（一の直交集成板で、第四第二号イからハまでのいずれかに該当するもの又はその形状が四角形であり、かつ、その剛性及び耐力の低減について特別な調査若しくは研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行い構造耐力上安全であることが確かめられたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を使用する場合にあつては、屋根パネルを、平行する二つの壁又ははりによつて、構造耐力上有効に支持しなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上及び使用上支障のないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

四 小屋組又は屋根版に屋根パネルを使用する場合にあつては、屋根パネル相互は、構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、屋根パネル相互が接する線と耐力壁線が交さる部分は、当該部分に生ずる引張応力を伝えるように緊結しなければならない。

五 吹抜きその他小屋組又は屋根版を設ける部分以外の部分で外壁に接する部分は、はりを設けることその他の方法により風圧力その他の外力に対して構造耐力上有効に補強しなければならない。

第八 構造計算を行わない建築物等に係る規定

第十若しくは第十一に規定する構造計算又は令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性が確かめられた建築物以外の建築物は、第二から第七までに定めるところによるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 各階の高さが三・七メートル以下であること。

二 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準に適合すること。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 耐力壁の構造が、次に掲げる基準に適合すること。

(i) 二以上の階に連続して一の耐力壁を設けないこと。

(ii) 第五第三号イに掲げる基準に適合すること。

(新設)

-
- (3) (iv) (iii) 腰壁パネルを使用しないこと。
- (i) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる基準に適合すること。
- (i) 袖壁パネルの両端の端部に当該袖壁パネルと同一方向（当該袖壁パネルが張り間方向に設けられている場合にあつては張り間方向をいい、桁行方向に設けられている場合にあつては桁行方向をいう。）の垂れ壁パネル（長さが九十五センチメートル以上四メートル以下で、かつ、高さが七十五センチメートル以上のものに限る。）を設け、構造耐力上有効に緊結すること。
- (ii) 袖壁パネルの一方の端部に当該袖壁パネルと同一方向（当該袖壁パネルが張り間方向に設けられている場合にあつては張り間方向をいい、桁行方向に設けられている場合にあつては桁行方向をいう。）の垂れ壁パネル（長さが九十五センチメートル以上四メートル以下で、かつ、高さが七十五センチメートル以上のものに限る。）を、当該端部以外の端部に当該袖壁パネルと直交方向の無開口壁パネル（垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。）を設け、構造耐力上有効に緊結すること。
- (v) 袖壁パネルの長さが九十センチメートル以上二メートル以下であること。
- (2) 耐力壁として設ける無開口壁パネル（垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。以下この(2)において同じ。）の下階に、次に掲げる基準に適合する無開口壁パネルを耐力壁として設けること。
- (i) 上階の無開口壁パネルと同じ長さ、かつ、同寸法以上の厚さであること。
- (ii) 接合部（基礎又はこれに類する部分との接合部を除く。）が、上階の無開口壁パネルの接合部と同等の耐力及び変形性能を有するものであること。
- 耐力壁として設ける壁パネルには、直交集成板規格に規定す
-

る強度等級M x 六〇―三―三に該当する直交集成板でラミナの厚さが二十四ミリメートル以上三十六ミリメートル以下のもの又はこれと同等以上の耐力を有するものを使用すること。

- (4) 次の(i)又は(ii)に掲げる引張接合部（引張応力を負担する接合部をいう。以下同じ。）が、当該(i)又は(ii)に定めるものであること。

(i) 最下階の壁パネルと基礎若しくはこれに類する部分との接合部、上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合するもの

(イ) U形の鋼材その他これに類するものにJIS B―二二〇―（構造用転造両ねじアンカーボルトセット）―二〇一〇のうちABR四九〇に適合するもの（以下「ABR四九〇」という。）又はSNR四九〇に適合するもの（ねじ部を転造加工したものに限る。以下「SNR四九〇」という。）でねじの呼びがM一六のボルトを有効長さ四十センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるように緊結したものの

(ロ) ABR四九〇又はSNR四九〇でねじの呼びがM一六のボルトを有効長さ四十センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるように緊結したもの

(ii) 壁パネルと小屋組又は屋根版との接合部 二十五キロニュートン以上の終局引張耐力を有するもの

- (5) 壁パネル相互を緊結する場合にあつては接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上、床パネル相互又は耐力壁線上に設けるはりその他の横架材相互を緊結する場合にあつては接合部（床パネル相互を緊結する場合にあつては、床パネル相互が接する線と耐力壁線が交さる部分に限る。）の短期に生ずる力に対する許容引張

耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上となるようにすること。

- (6) 耐力壁として設ける壁パネルと基礎、土台、床版、小屋組又は屋根版を緊結する場合にあつては、金物その他これに類するものの間隔を一メートル以下として当該壁パネルの部分に配置するとともに、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、基礎又は土台との接合部にあつては一箇所当たり四十七キロニュートン以上、床版、小屋組又は屋根版との接合部にあつては一箇所当たり五十四キロニュートン以上となるようにすること。

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 耐力壁の構造が第五第三号イに掲げる基準に適合すること。
(2) 耐力壁として設ける無開口壁パネルの長さが九十センチメートル以上二メートル以下であること。
(3) イ(2)(iiを除く。)に掲げる基準に適合すること。ただし、横架材を構造耐力上有効に補強した場合にあつては、この限りでない。
(4) 耐力壁として設ける壁パネルには、直交集成板規格に規定する強度等級S六〇―三―三若しくはM x 六〇―五―五に該当する直交集成板でラミナの厚さが二十四ミリメートル以上三十六ミリメートル以下のもの又はこれと同等以上の耐力を有するものを使用すること。

- (5) 耐力壁として設ける壁パネルと基礎、土台、床版、小屋組又は屋根版を緊結する場合にあつては、接合部に、当該壁パネルの浮き上がり変位に対する追従性及び面外方向のずれ止め機能を有する金物その他これに類するものを使用すること。

三 耐力壁として設ける無開口壁パネルで第四第二号ハに該当するものに設ける開口部等は、その寸法を二十五センチメートル角以下とし、かつ、当該無開口壁パネルが構造耐力上安全であるよう適当な位置に設けること。

四 垂れ壁パネルを設ける場合にあつては、袖壁パネルに幅が四十五ミリメートル以上の欠き込みを設けるか、若しくは厚さが当該垂れ壁パネルと同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設けるか、又はこれらと同等以上に有効な当該垂れ壁パネルの脱落防止措置を講ずること。

五 各階の張り間方向及び桁行方向につき、耐力壁として設ける壁パネルの長さ（第二号イに掲げる基準に適合する場合にあつては、耐力壁として設ける袖壁パネルの長さ。次号イにおいて同じ。）に当該耐力壁の倍率の値を乗じて得た長さの合計が、次に掲げる数値以上となるように、耐力壁を設置すること。

イ 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するもの（以下「物置等」という。）を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積（昭和五十六年建設省告示第千百号第三第二項に規定する小屋裏面積をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）を加えた面積）に次の式により計算した数値（以下このイ及び同号イにおいて「単位面積当たりの必要壁量」という。）を乗じて得た数値

$$Lw = (Ai \cdot Co \cdot \sum wi) / (0.0196 \cdot Afi)$$

（この式において、 Lw 、 Ai 、 Co 、 $\sum wi$ 及び Afi は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

Lw 単位面積あたりの必要壁量（単位 一平方メートルにつきセンチメートル）

Ai 昭和五十五年建設省告示第千七百九十三号第三に定める式により算出した数値

Co 〇・二（第二号ロに掲げる基準に適合する建築物又は特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域における建築物にあつては、〇・三）

$\sum wi$ 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の

和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域（第八号において「多雪区域」という。）においては、当該数値に積雪荷重（屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三十度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、それぞれ当該積雪荷重に同条第四項の屋根形状係数を乗じて得た数値（屋根の勾配が六十度を超える場合は、零）又は同条第六項の規定により計算した積雪荷重の数値）を加えた数値）（単位 キロニュートン）

Afi 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）（単位 平方メートル）

ロ 昭和五十六年建設省告示第千百号第三第一項第二号に掲げる数値

六 次に定める基準に従つて耐力壁を設置すること。ただし、第十一項第三号に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 各階につき、建築物の張り間方向にあつては桁行方向の、桁行方向にあつては張り間方向の両端からそれぞれ四分の一の部分（以下この号において「側端部分」という。）について、耐力壁として設ける壁パネルの長さ（当該耐力壁の倍率の数値を乗じて得た長さの合計（ロにおいて「側端部分の存在壁量」という。）及び当該側端部分の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積）に側端部分の単位面積当たりの必要壁量を乗じて得た数値（ロにおいて「側端部分の必要壁量」という。）を求めること。

ロ 各側端部分のそれぞれについて、側端部分の存在壁量を側端部

分の必要壁量で除した数値（以下このロ及びハただし書において「壁量充足率」という。）を求め、建築物の各階における張り間方向及び桁行方向双方ごとに、壁量充足率の小さい方を壁量充足率の大きい方で除した数値（ハにおいて「壁率比」という。）を求めること。

ハ ロに規定する壁率比がいずれも〇・五以上であることを確かめること。ただし、ロの規定により算出した側端部分の壁量充足率がいずれも一を超える場合においては、この限りでない。

七 耐力壁線上に壁パネルを設けない部分を有する場合にあつては、当該部分の上部に設けられたはり、床版又は屋根版が脱落しないための措置を講ずること。

八 耐力壁の厚さは、次の式によつて計算した数値以上とすること。ただし、固定荷重及び積載荷重（多雪区域においては、積雪荷重を含む。）によつて壁の断面に生ずる応力度が、当該壁の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

$$t = 0.027 \cdot l_k + 0.021 \cdot W_d / F_c$$

この式において、 t 、 l_k 、 W_d 及び F_c は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t 耐力壁の厚さ（単位 ミリメートル）

l_k 横架材の相互間の垂直距離（単位 ミリメートル）

W_d 当該階が負担する単位面積当たりの固定荷重と積載荷重の和（多雪区域においては、当該数値に積雪荷重を加えた数値）（単位 一平方メートルにつきニュートン）

F_c 平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第九号イに規定する直交集成板の圧縮の基準強度（単位 一平方メートルにつきニュートン）

九 基礎は、建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全

であるように、部材の種別、寸法、量及び間隔を適切なものとする
こと。

2 前項第五号及び第六号イの耐力壁の倍率の数値は、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 前項第二号イに掲げる基準に適合する場合 一階の耐力壁にあつ
ては一〇、二階の耐力壁にあつては五・三

二 前項第二号ロに掲げる基準に適合する場合 最下階の壁パネルと
基礎若しくはこれに類する部分との接合部、上下階の壁パネル相互
の接合部、壁パネルと床版との接合部又は壁パネルと小屋組若しく
は屋根版との接合部の引張耐力に応じて求められる耐力壁の短期に
生ずる力に対する許容せん断耐力を一・九六で除した数値

第九 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構
造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以
上に安全性を確かめることができる構造計算のうちCLTパネル工法
を用いた建築物等に係るものは、次に定める基準に従った構造計算と
する。

一 令第三章第八節第一款の二に定めるところによること。この場合
において、令第八十二条の三第二号中「各階の構造特性を表すもの
として、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性
及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは
、「平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第九第一項第二号に
定める数値」と読み替えるものとする。

二 建築物の各階のDsは、次のイからトまでに定める基準に適合する
場合にあつては次の表に掲げる耐力壁の構造及び無開口壁パネル等
(無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。))及び有
開口壁パネルの袖壁部分をいう。以下同じ。の長さ(イ(1)の規定
により読み替えて適用される第五第三号イ(3)及びロ(3)の規定により
二以上の無開口壁パネル等を一の無開口壁パネル等とみなした場合

第八 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構
造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上
に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った
構造計算とする。

一 令第三章第八節第一款の二に定めるところによること。この場合
において、令第八十二条の三第二号中「各階の構造特性を表すもの
として、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性
及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは
、「平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第八第二号に定める
数値」と読み替えるものとする。

二 建築物の各階のDsは、次のイからトまでに定める基準に適合する
場合にあつては次の表の上欄に掲げる耐力壁の構造に応じてそれぞ
れ同表の下欄に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない
場合にあつては〇・七五以上の数値とする。ただし、特別な調査又
は研究の結果に基づき、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該
階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、

(無開口壁パネル等相互の緊結部分が地震力により塑性変形を生じるものである場合を除く。)にあつては、当該みなされた一の無開口壁パネル等の長さ。ロ及び同表において同じ。)の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合にあつては〇・七五以上の数値とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

イ 耐力壁の構造が、次のいずれかに掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 第五第二号及び第三号イ(2)を除く。)又はロ(2)を除く。)に掲げる基準に適合すること。この場合において、同号イ(3)及びロ(3)中「上下四隅(第十に規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合であつて、」とあるのは、「上下四隅」と読み替えるものとする。

(2) (略)

ロ 無開口壁パネル等の長さが九十センチメートル以上であること。

ハ 垂れ壁パネル、腰壁パネル並びに有開口壁パネルの垂れ壁部分及び腰壁部分の長さが七十センチメートル以上四メートル以下であること。

ニ 次の(1)又は(2)に掲げる引張接合部が、当該(1)又は(2)に定める基準に適合すること。

- (1) 最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分との接合部 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率(当該接合部の引張応力に対して有効な部分の長さに対する当該部分の終局引張耐力時の変形量の割合をいう。以下同じ。)が十パーセント以上

当該算出によることができる。

イ 耐力壁の構造が、次のいずれかに適合するものであること。

- (1) 第五第二号及び第三号イ(2)を除く。)又はロ(2)を除く。)に掲げる基準に適合すること。

(2) (略)

ロ 無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。)及び有開口壁パネルの袖壁部分(以下「無開口壁パネル等」という。)の長さが九十センチメートル以上であること。

ハ 垂れ壁パネル及び有開口壁パネルの垂れ壁部分(以下「垂れ壁パネル等」という。)並びに腰壁パネル及び有開口壁パネルの腰壁部分(以下「腰壁パネル等」という。)の長さが七十センチメートル以上四メートル以下であること。

ニ 次に掲げる引張応力を負担する接合部(以下「引張接合部」という。)が、それぞれ次に定める基準に適合すること。

- (1) CLTパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分との接合部 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率(当該接合部の引張応力に対して有効な部分の長さに対する当該部分の終局引張耐力時の変形量の割合をい

であること。

(2) (略)

ホ|| 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める措置を講ずること。

- (1) 垂れ壁パネルを設ける場合 袖壁パネルに幅が四十五ミリメートル以上の欠き込みを設けるか、若しくは厚さが当該垂れ壁パネルと同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設けるか、又はこれらと同等以上に有効な当該垂れ壁パネルの脱落防止措置を講ずること。

- (2) 垂れ壁部分を有する有開口壁パネルを設ける場合 厚さが当該垂れ壁部分と同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設けるか、又はこれと同等以上に有効な当該垂れ壁部分の脱落防止措置を講ずること。

ヘ|| 第八第一項第七号に掲げる基準に適合すること。

ト 最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分の接合部が降伏する場合において、当該接合部以外の建築物等の部分が降伏しないことが確かめられたものであること。

耐力壁の構造	無開口壁・パネル等の長さ		
	九十センチメートル以上、一・五メートル以下の場合	一・五メートルを超え、二メートル以下の場合	二メートルを超える場合
イ(1)に掲げる基準に適合するもの	○・四	○・四	○・四

う。以下同じ。) が十パーセント以上であること。

(2) (略)

ホ|| 垂れ壁・パネル等を設ける場合にあつては、次に掲げる措置又はこれと同等以上に有効な垂れ壁・パネル等の脱落防止措置を講じていること。

- (1) 垂れ壁・パネルを設ける場合にあつては、袖壁・パネルに幅が四十五ミリメートル以上の欠き込みを設け、又は厚さが当該垂れ壁・パネルと同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設置すること。

- (2) 有開口壁・パネルに垂れ壁部分を設ける場合にあつては、厚さが当該垂れ壁部分と同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設置すること。

ヘ|| 耐力壁線の上に壁・パネルを設けない部分を有する場合にあつては、当該部分の上部に設けられたはり、床版又は屋根版が脱落しないための措置を講じていること。

ト 第五第三号イ(3)(イ)に掲げる部分の接合部が降伏する場合において、当該接合部以外のCLT・パネル工法を用いる建築物等の部分が降伏しないことが確かめられたものであること。

耐力壁の構造		数 値	
イ(1)に適合するもの		○・四	
イ(2)に適合するもの		○・五五	
この表において、Dsを計算する階における耐力壁の構造について、異なる区分のものが混在する場合は、○・五五を当該階の数値とする。			

イ(2)に掲げる基準に適合するもの	○・四	○・五	○・五五
-------------------	-----	-----	------

この表において、Dsを計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、当該区分に対応する数値のうち最大の数値を当該階のDsとする。

2 前項の構造計算によって安全性を確かめる場合においては、耐力壁として設ける壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。

第十 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算のうちCLTパネル工法を用いた建築物等に係るものは、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 (略)

二 令第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に、次のイ又はロに掲げる構造耐力上主要な部分の種類に応じた当該イ又はロに定める応力割増し係数を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

イ 引張接合部（上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部に限る。）及びせん断応力を負担する接合部 次の表の上欄に掲げる耐力壁の構造に応じたそれぞれ同表の下欄に掲

(新設)

第九 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 (略)

二 令第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に、次に掲げる構造耐力上主要な部分の種類に応じてそれぞれ次に定める応力割増し係数を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

イ 引張接合部（上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部に限る。）及びせん断応力を負担する接合部（以下「せん断接合部」という。） 次の表の上欄に掲げる耐力壁の構

げる数値以上の数値

耐力壁の構造	数値
(略)	
この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造について、異なる区分のものが混在する場合は、二・五を当該階の応力割増し係数とする。	

ロ 壁パネルと小屋組又は屋根版との引張接合部及びびに掲げる構造耐力上主要な部分以外の構造耐力上主要な部分 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数値

- (1) 第九第一項第二号ロからトまでに掲げる基準に適合する場合
次の表に掲げる耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さ（第五第三号イ(3)及びロ(3)の規定により二以上の無開口壁パネル等を一の無開口壁パネル等とみなした場合（無開口壁パネル等相互の緊結部分が地震力により塑性変形を生じるものである場合を除く。）にあつては、当該みなされた一の無開口壁パネル等の長さ。同表において同じ。）の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる数値以上の数値
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 二・五以上の数値

耐力壁の構造		
無開口壁パネル等の長さ		
九十センチメ	一・五メートル	二メートルを

造に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上の数値

耐力壁の構造	数値
(略)	
この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造について、異なる区分のものが混在する場合は、二・五を当該階の数値とする。	

ロ 壁パネルと小屋組又は屋根版との引張接合部及びびに掲げる構造耐力上主要な部分以外の構造耐力上主要な部分 次の掲げる基準に適合する場合にあつては次の表の上欄に掲げる耐力壁の構造に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合にあつては二・五以上の数値

(1) 第八第二号ロからトまでに掲げる基準に適合すること。

- (2) 耐力壁の構造が、次のいずれかに適合するものであること。
- (i) 第五第三号イ又はロに掲げる基準に適合すること。
- (ii) 第五第三号ハに掲げる基準に適合すること。

耐力壁の構造	数値
ロ(2)(i)に適合するもの	一・〇

第五第三号イ又はロに掲げる基準に適合するもの	〇・四	〇・四	〇・四
第五第三号ハに掲げる基準に適合するもの	〇・四	〇・五	〇・五五
この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、当該区分に対応する数値のうち最大の数値を当該階の応力割増し係数とする。			

2||

前項の構造計算によって安全性を確かめる場合においては、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 地階を除く階数が六以下であること。
- 二 次のイ又はロに掲げる引張接合部が、当該イ又はロに定める基準に適合すること。ただし、前項第二号ロに掲げる部分の応力割増し係数を二・五以上の数値とした場合にあつては、この限りでない。
- イ 最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分との接合部 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。
- ロ 上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部

ロ(2)(ii)に適合するもの	一・八
この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造について、異なる区分のものが混在する場合は、一・八を当該階の数値とする。	

2||

前項に定める基準に従った構造計算は、次の各号に掲げる引張接合部が、当該各号に定める基準に適合する場合に適用する。

- 一 C L T パネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分との接合部 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。
- 二 上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局耐力時の変形量が二センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。

当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局耐力時の変形量が二センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。

第十一 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算等

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算のうちCLTパネル工法を用いた建築物等に係るものは、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

二 令第八十八条第一項に規定する標準層せん断力係数を〇・三以上として計算した地震力によつて構造耐力上主要な部分（耐力壁を除く。）に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

三 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより張り間方向及び桁行方向の偏心率を計算し、それぞれ〇・一五を超えないことを確かめること。ただし、偏心率が〇・一五を超える方向について、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

イ 偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する標準せん断力係数を〇・二に昭和五十五年建設省告示第七百九十二号第七の表二に掲げるFeの数値を乗じて得た数値以上の数値として同項の規定により地震力を計算し、当該地震力の値を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行つて安全性が確かめられた場合

ロ 偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力が作用する場合における各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮して当

第十 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次の各号に定める基準のいずれかに従つた構造計算とする。

一 次に定めるところによること。

イ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

ロ 令第八十八条第一項に規定する標準層せん断力係数を〇・三以上として計算した地震力によつて構造耐力上主要な部分（耐力壁を除く。）に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

ハ 令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより張り間方向及び桁行方向の偏心率を計算し、それぞれ〇・一五を超えないことを確かめること。ただし、偏心率が〇・一五を超える方向について、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

(1) 偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力について標準層せん断力係数を〇・二に昭和五十五年建設省告示第七百九十二号第七の表二に掲げるFeの数値を乗じて得た数値以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行つて安全性が確かめられた場合

(2) 偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力が作用する場合における各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮

該構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算し、当該力の値を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられた場合

2 前項の構造計算によつて安全性を確かめる場合においては、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(削る)

一 耐力壁として設ける無開口壁パネル又は有開口壁パネルの垂れ壁部分、腰壁部分若しくは袖壁部分（以下この号において「垂れ壁部分等」という。）で第四第二号ハに該当するものに設ける開口部等は、その寸法を二十五センチメートル角以下とし、かつ、当該無開口壁パネル又は有開口壁パネルの垂れ壁部分等が構造耐力上安全であるよう適当な位置に設けること。

二 耐力壁として設ける無開口壁パネル等の下階に、次に掲げる基準に適合する無開口壁パネル等を耐力壁として設けること。

イ (略)

ロ 接合部（基礎又はこれに類する部分との接合部を除く。）が、上階の無開口壁パネル等の接合部と同等の耐力及び変形性能を有するものであること。

三 各階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等の長さは、次の式に適合するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該耐力壁の脚部における曲げモーメントを適切に評価して算出することができる場合には、当該算出によることができる。

$$d \geq \frac{7}{8} L \geq P$$

この式において、 Q_a 、 L 及び P は、それぞれ次の数値を表す

して当該構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられた場合

二 前号イに定めるところによること。

2 前項第一号に定める基準に従つた構造計算は、次の各号に定める基準に適合する場合に適用し、同項第二号に定める基準に従つた構造計算は、建築物が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第四号イ又はロに該当する場合に適用する。

一 耐力壁の構造が、第五第三号イ又はロに掲げる基準に適合するものであること。

二 耐力壁として設ける無開口壁パネル又は有開口壁パネルの垂れ壁部分、腰壁部分若しくは袖壁部分（以下この号において「垂れ壁部分等」という。）であつて、第四第二号ハに該当するものにあつては、無開口壁パネル又は有開口壁パネルの垂れ壁部分等に設けた開口部等の寸法は二十五センチメートル角以下とするともに、無開口壁パネル又は有開口壁パネルの垂れ壁部分等が構造耐力上安全であるよう当該開口部等を適当な位置に設けること。

三 耐力壁として設ける無開口壁パネル等の下階に、次に掲げる基準に適合する無開口壁パネル等を耐力壁として設けること。

イ (略)

ロ 接合部（第五第三号イ(3)(i)に掲げる部分の接合部を除く。）は、上階の無開口壁パネル等の接合部と同等の耐力及び変形性能を有するものであること。

四 各階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等の長さは、次の式に適合するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該耐力壁の脚部における曲げモーメントを適切に評価して算出することができる場合には、当該算出によることができる。

$$d \geq \frac{7}{8} L \geq P$$

この式において、 Q_a 、 L 及び P は、それぞれ次の数値を表す

ものとする。

$Q_a \cdot L$ (略)

P 各階に生ずる外力として、前項第一号により計算した令第八十八条第一項の規定による地震力(単位 キロニュートン)

四 第八第一項第二号イ(5)及び(6)並びにロ(4)並びに第七号並びに第九

第一項第二号ホに掲げる基準に適合すること。

(削る)

五 次のイからハまでに掲げる引張接合部が、当該イからハまでに定めるものであること。

イ 最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分との接合部 第八第一項第二号イ(4)(i)(i)又は(ii)のいずれかに適合するもの

ハ 第八第一項第二号イ(4)(i)(i)又は(ii)のいずれかに適合するもの

ロ 上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部 次のいずれかに適合するもの

(1) U形の鋼材その他これに類するものにABR四九〇又はSN

R四九〇でねじの呼びがM二〇以上のボルトを有効長さ二十七

ものとする。

$Q_a \cdot L$ (略)

P 各階に生ずる外力として、前項第一号イにより計算した令第八十八条第一項の規定による地震力(単位 キロニュートン)

五 第八第二号ホ及びへに掲げる基準に適合すること。

六 耐力壁として設ける壁パネルには、直交集成板規格簡条四に規定する強度等級S六〇―三―三若しくはM x 六〇―五―五に該当する直交集成板でラミナの厚さが二十四ミリメートル以上三十六ミリメートル以下のもの又はこれと同等以上の耐力を有するものを使用すること。

七 次に掲げる引張接合部が、それぞれ次に掲げるものであること。

イ CLTパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分との接合部 次のいずれかに適合するもの

(1) U形の鋼材その他これに類するものにJIS B一二二〇(構造用転造両ねじアンカーボルトセット)―二〇―一〇のうちABR四九〇に適合するもの(以下単に「ABR四九〇」という。

。でねじの呼びがM一六のボルトを有効長さ四十センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるように緊結したもの

(2) ABR四九〇でねじの呼びがM一六のボルトを有効長さ四十センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるように緊結したもの

ロ 上下階の壁パネル相互の接合部又は壁パネルと床版との接合部 次のいずれかに適合するもの

(1) U形の鋼材その他これに類するものにABR四九〇でねじの

呼びがM二〇以上のボルトを有効長さ二十センチメートル以上

ンチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるように緊結したもの

- (2) ABR四九〇又はSNR四九〇でねじの呼びがM二〇以上のボルトを有効長さ二十センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるように緊結したもの

- (3) 第九第一項第二号ニ(2)に定める基準に適合し、かつ、百三十五キロニュートン以上の終局引張耐力を有するもの

ハ
(略)

(削る)

- 3|| 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によつて安全性を確かめる場合においては、建築物は、平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第六号イ又はロに該当しなければならぬ。

第十二|| 令第三十六条第一項の国土交通大臣の指定する基準の指定

を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるように緊結したもの

- (2) ABR四九〇でねじの呼びがM二〇以上のボルトを有効長さ二十センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるように緊結したもの

- (3) 第八第二号ニ(2)に定める基準に適合し、かつ、百三十五キロニュートン以上の終局引張耐力を有するもの

ハ
(略)

八|| 壁パネル相互を緊結する場合にあつては接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上、床パネル相互又は耐力壁線上に設けるはりその他の横架材相互を緊結する場合にあつては接合部(床パネル相互を緊結する場合にあつては、床パネル相互が接する線と耐力壁線が交さる部分に限る。)の短期に生ずる力に対する許容引張耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上となるようにすること。

九|| 耐力壁である壁パネルと次に掲げる部分を緊結する場合にあつては、金物その他これに類するものの間隔を一メートル以下として当該壁パネルの部分に配置するとともに、当該接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次に掲げる部分に応じて、それぞれ次に掲げる数値以上となるようにすること。

(新設)
イ 基礎又は土台 一箇所当たり四十七キロニュートン
ロ 床版、小屋組又は屋根版 一箇所当たり五十四キロニュートン

第十一|| 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項の国土交通大臣の指定する基準のうちC L T パネル工法を用いた建築物等に係るものとして、第七に定める基準を指定する。	第十三 令第三十六条第二項第一号の国土交通大臣の指定する基準の指定 令第三十六条第二項第一号の国土交通大臣の指定する基準のうちC L T パネル工法を用いた建築物等に係るものとして、第三第二号、第四から第六まで及び第八に定める基準を指定する。
令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第七に定める安全上必要な技術的基準を指定する。	第十二 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定 令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第八に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第三第二号、第四、第五（第三号イ(3)前段、ロ(3)前段及びハ(2)前段を除く。）及び第六に定める技術的基準を指定する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正）

2 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

第六号イ(10)中「第九第一項第二号」を「第十第一項第二号」に改める。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりCLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

3 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりCLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一(四)の項中「第八第二号」を「第九第一項第二号」に改める。

別表第二(五)の項中「第九第二号」を「第十第一項第二号」に改める。

別表第三(四)の項中「第十(第一項第一号イ及びハを除く。)」を「第十一第一項(第一号及び第三号を除く。)」に改める。